

なお、議員が事故等により議会活動ができなくなった期間に応じて、議員報酬の額を減額することができる条項を新たに加えました。

職名	現行 (月額)	改正 (月額)	差(円)
議長	290,000	280,000	10,000
副議長	235,000	230,000	5,000
常任委員長	215,000	210,000	5,000
議会運営委員長	215,000	210,000	5,000
議員	195,000	190,000	5,000

議会運営委員会において、網走支庁管内の議会議員報酬の支給状況等を参考に検討した結果、本年4月1日より次のとおり減額するものです。

**可決**

**議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例**

**条 例**



こしみず町

**議会だより**

News from koshimizu town assembly

第2回定例会は3月9日に開会し17日までの9日間にわたり、平成22年度各会計予算などを審議・可決し閉会しました。

今月号では、第2回定例会における審議事項についてお知らせいたします。

なお、町長の町政執行方針・各会計予算に対する質疑内容については次号でお知らせします。



	職名	現行 (月額)	改正 (月額)	差(円)
教育委員会	委員長	45,000	37,000	8,000
	委員長職務代行	37,000	31,000	6,000
	委員	31,000	27,000	4,000
農業委員会	会長	45,000	37,000	8,000
	会長代理	37,000	31,000	6,000
	委員	31,000	27,000	4,000

職名	現行 (月額)	改正 (月額)	差(円)
町長	744,000	730,000	14,000
副町長	615,000	605,000	10,000
教育長	550,000	545,000	5,000

「教育長の給与及び旅費に関する条例」  
「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の改正内容も同様です。

厳しい財政状況及び経済情勢を鑑み網走支庁管内の状況を参考にそれぞれ減額をするものです。改正にあたっては、特別職報酬等審議会に諮問し、その答申額をもって減額するものです。

**小清水町長等の給与及び旅費に関する条例**

**可決**

平成22年度 各会計予算額

会計名	平成21年度当初予算	平成22年度当初予算	前年比(%)
一般会計	3,926,000千円	4,804,000千円	22.4
国民健康保険特別会計	916,257千円	906,552千円	1.1
後期高齢者医療会計	62,675千円	63,371千円	1.1
老人保健特別会計	2,500千円	471千円	81.2
介護保険特別会計	640,883千円	671,868千円	4.8
簡易水道特別会計	219,733千円	141,205千円	35.7
農業集落排水事業特別会計	199,469千円	167,464千円	16.0
合計	5,967,517千円	6,754,931千円	13.2

老人保健特別会計については、後期高齢者医療特別会計への移行のための最終精算年となります。

平成22年度小清水町各会計予算については、予算審査特別委員会において審査がなされ、次のとおり可決されました。なお、各会計予算の詳しい内容は6ページ以降を参照してください。

**予 算**

**可決**

職業生活と家庭生活との両立支援を図るため、育児休業をした職員の職務復帰後における給与月額の調整について、国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うものです。

**職員の育児休業等に関する条例**

**可決**

なお、議会議員、町長等、教育長及び非常勤特別職についても同様の支給となります。

	現行	改正	差(円)
日当	2,500	2,000	500
宿泊料	12,000	10,000	2,000

**小清水町職員の旅費に関する条例**

**可決**

町行財政改革の一環として、網走支庁管内の町村の支給状況を参考に見直しを行い、宿泊を伴う日当及び宿泊料についてそれぞれ減額するものです。

**町税条例**

**可決**

現行の町税条例を総務省が作成する準則(市町村税条例の例文)に沿ったものにするため、条項の追加、文言等の修正を含め、町税条例の全部を改正するものです。なお、この改正により税制度が変わるものではありません。(町税条例の全部改正に伴い関係する条例の改正があったのは次のとおりです。)

- 個人の町民税に係る町税条例の臨時特別に関する条例
- 小清水町国営土地改良事業負担金等徴収条例
- 小清水町北海道営土地改良事業負担金等徴収条例
- 小清水町団体営土地改良事業負担金等徴収条例

**重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例**

**可決**

身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴い、肝臓機能の障害も医療給付事業の対象にするものです。

**小清水町児童手当支給条例の廃止**

**可決**

児童手当法の対象とならない児童に対し、町単独事業として支給していた手当について、子ども手当制度の創設に伴い、今後、支給対象者が見込まれないことから廃止するものです。

**小清水町納税奨励条例の廃止**

**可決**

税の収納に大きな貢献をされた町内の納税貯蓄組合が全て解散されたのを受け、組合等に対する補助金の交付、表彰を定めた本条例を廃止するものです。

**小清水町介護保険条例**

**可決**

介護保険法施行令の改正に伴い、平成12年4月1日の介護保険法施行令前に、町の措置で特別養護老人ホームに入室されていた方の利用料、食事負担等を軽減している措置を期限を定めず延長するものです。

**意見書**

**可決**

議員から提出された2件の意見書案について審議の結果、原案のとおり可決し、関係大臣等に提出することとしました。

件名	要旨	提出先
後期高齢者医療制度改善にかかる要望意見書	後期高齢者医療制度に移行して2年が経過しているが、制度廃止を唱えた政権となっても同制度は数年間存続の方針となっている。国民健康保険から支給されている葬祭費については死亡届の際に即支払われる仕組みとなっていることから、同制度においても、前渡金等の方式を活用し市区町村窓口での死亡届受理の際に葬祭費が支払われる体制を早期に確立するよう要望する。	・北海道後期高齢者医療広域連合長
郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書	郵政三事業が民営・分社化され、集配業務の統廃合によるサービス低下、ゆうちょ銀行の払い込み手数料の大幅引き上げ、電報為替の廃止など、郵政三事業のサービスは著しく後退した。利潤を目的とするのではなく、公平に公益を目的とした国民のための郵政事業を行うこととした抜本的見直しを要望する。	・衆議院議長 ・参議院議長 ・内閣総理大臣 ・財務大臣 ・総務大臣 ・郵政改革担当大臣 ・国家戦略担当大臣